

嘱託警察犬審査要領

(臭気選別犬の部)

1 受審資格

- (1) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、日本警察犬協会が示す7犬種とする。
- (2) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、狂犬病法に定める「犬の登録」・「狂犬病予防注射」を行い、これを証明する鑑札・注射済証明書の交付を受けていること。
- (3) 所有者・飼育者・指導士については、暴力団活動等の反社会的行為がなく善良な社会人であること。
- (4) 嘱託指導士は、昼夜を問わず警察の出動要請の電話連絡に応じられること。

2 審査順序

審査の順番は、当日抽選で決定する。

3 審査方法

審査方法は、5枚の臭気布から対照臭1枚を選別する審査とする。

4 実施要領

(1) 競技内容について

ア 指導士は、選別台が確認できない出発地点近くの所定位置（遮蔽物）で待機し、審査補助員の指示により出発地点に移動した上、受審犬に原臭を嗅がせて選別台の臭気布から対照臭を選別、持ってこさせること。

イ 出発地点と選別台までの距離は10メートルとする。

ウ 選別台には、誘惑臭をつけた白布4枚と、仮想犯人の臭い（対照臭）をつけた白布1枚の計5枚を順不同に配置する。

エ 選別作業は受審犬1頭に対して4回行い、途中、指導士に告知しないまま「ゼロ回答」を1回実施する。

オ 原臭は、指導士が出発地点に移動した時点で、担当者がその都度（4回）手渡す。

カ 臭気は、原臭・対照臭・誘惑臭ともに移行臭とし、事前に臭気付けしたものを使用する。

(2) その他

ア 指導士の動作についても採点対象とする。

イ 指導士が受審犬に行う指示は、

○原臭を嗅がせるとき

○出発地点から出発させるとき

○帰路の態勢になったとき

のみとし、それ以外は特別の事情がない限り行ってはならない。

ウ 受審犬に選別意欲がないと認める場合は、中止させる場合がある。

エ 審査中に不正と認められる状況を確認したときは、当該受審犬を失格とする場合がある。

オ 希望する指導士には、選別の都度、使用済み原臭布を回収する際に正誤を告げるので、事前に申し出ること。

5 採点方法

正確度・選別意欲・動作等について各回毎に採点する。

各審査員の採点結果を集計し、その合計点を得点とする。

6 嘱託の合否基準

嘱託警察犬審査委員会において、

審査会における得点・指導士の出動体制・受審犬の実績等を勘案して決定する。